

[事案 30-221] 通院給付金支払請求

・平成 31 年 2 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

交通事故による頸部・腰部捻挫により整骨院へ通院したため、給付金を請求したところ、約款に定める支払事由に該当しないとして支払われなかったことを不服として、通院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 16 年 12 月に契約した生存給付保険の通院特約に基づき、通院給付金を支払ってほしい。

- (1) 一度目の請求で不支払いとなったため、訂正された診断書で再請求したところ、一度目の請求と異なる理由で不支払いとなったことは納得できない。
- (2) 他社からは、同じ診断書で支払いがされている。

<保険会社の主張>

約款上、整骨院への通院で給付金の支払対象となるのは、四肢における骨折等に関して施術を受けた場合であり、本通院はこれに該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本通院は、四肢における骨折等以外の整骨院への通院であることから、約款上の「通院」とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。